

平成23年度 定期監査結果

佐渡市監査委員は、定期監査の結果を公表しましたので、その概要をお知らせします。

佐渡市監査委員 清水 一次

佐渡市監査委員 金子 健治

監査の実施時期

平成23年12月1日～平成24年2月24日

監査の対象

全ての部署の平成23年度実施事業に対し、あらかじめ指定した様式による監査資料の提出を求めた。今年度は、「補助金の執行について」を重点項目とし、平成22年度執行の市単独補助金について、監査資料から69件を抽出し、監査対象とした。

監査の結果

監査の結果、一部に指摘する事項もあり、口頭によりその都度関係職員に対し改善又は検討を要望した。重要案件は以下のとおり指摘する。

指摘事項

(1) 補助金事務手続きの適正化について

補助金とは公益上必要がある場合に限り支給できるものである。そして、その財源は市民からの税金等で賄われているので、その交付に当たっては厳格性、明瞭性が求められることになる。しかしながら、今回監査した補助金の事務処理において、手続きや書類審査に不備が見された。このことから補助金を扱う課におかれては、財務規則、補助金等交付規則、文書規程等を再確認されたい。また、全庁的に財務研修を計画的に開催し、補助事業者への指導を適切にできるよう職員育成を図られたい。

(2) 補助事業における審査の徹底について

実績報告書の添付資料に不備があるにもかかわらず、補助金の額の確定を行っているものが見受けられた（地域振興課・農林水産課）。審査に当たっては、厳正かつ適正に行われたい。

(3) 補助金の重複支給の防止について

各課において、それぞれの目的に合った補助事業を実施しているところであるが、今回、補助対象となるものが、重複しているという疑義を抱く可能性のある事例が発見された（地域振興課・社会教育課）。

補助金の重複支給は容認されるものではないので、申請内容の十分な精査、並びに各課における連絡調整を求めるものである。

(4) 補助金交付要綱が未整備の事業について

数年来継続して実施されている補助金交付事業について、補助金交付要綱が整備されていないものが見受けられた（総務課・社会福祉課・農林水産課・観光商工課・学校教育課・社会教育課）。

補助金の取扱いの公正を期するため、補助金交付要綱を整備することを求める。

また、交付要綱は定められているが、補助率については「その都度定める」あるいは「市長が予算の範囲内で必要と認めた額とする」として対応している要綱がみられた（社会福祉課・農林水産課・社会教育課）。

これでは、年度毎に事務取扱に差を生じ、公平性が保たれない可能性も否定できないことから、明確に記載されたい。

(5) 補助金交付要綱のメニューに

「市長が特に認めるもの」という事業を盛り込んでいるもの扱いについて
「市長が特に認めるもの」というメニューで実施している補助金交付事業について、市長の決裁無しに運用している例がみられた（農林水産課・社会教育課）。

教育課）。
市長が特に認めているという証を残して執行すべきである。

暮らしに役立つ「佐渡市市民便利帳」を 各ご家庭・事業所へ配布します

市では、広報紙やホームページ、ケーブルテレビ等で、各種手続やイベントなどをお知らせしていますが、このたび、より手軽に身近な情報をお届けするため、NTT番号情報(株)と共同で「佐渡市市民便利帳」を作成しました。

この「佐渡市市民便利帳」は、NTT東日本が毎年6月に発行する『タウンページ&ハローページ』の中に編集された形になっています。

5月中には各ご家庭・事業所に配布されますので、皆さまの生活にお役立てください。

お問い合わせ 市役所総務課広報広聴係 ☎63-3111

